

公共施設の用途廃止及びその他事業の廃止等に伴う
標準的な事務手続きについて
(案)

令和5年(2023 年)12月
総務局・財政局

策定の趣旨

本市では、高度経済成長期及び人口増加が著しかった昭和 50 年代を中心に、増加する人口や多様化する市民ニーズに対応するため、公共建築物を集中的に整備してきました。

しかしながら、人口減少や少子高齢化による年齢構成の変化により、社会構造や市民ニーズが大きく変化することが見込まれ、行政サービスのあり方についても見直すことが必要な状況です。

さらに、これまで整備してきた公共施設の老朽化も確実に進行しており、近い将来、これらの施設が一斉に改修・更新時期を迎え、多額の費用が必要となることが想定されます。

財政面においては、今後の人口減少の影響による市税収入の減少や少子高齢化の進展に伴う社会保障費の増加等により、全ての公共施設を現状の規模で維持する前提では、施設の維持更新費用を捻出することが困難な状況になることが懸念されます。

このため、今後、施設の維持更新費用を適正な水準に抑えていくことは、重要な課題であると考え、「熊本市公共施設等総合管理計画」を策定し、本市の資産状況を適切に把握し、既存施設の長寿命化さらには更新の際の規模適正化や施設の統廃合による総コストの抑制に向けて取り組んでいます。

そのような中、令和 5 年(2023 年)第 4 回定例会に上程された老人福祉センターの廃止議案については、「廃止という重大な事案について議論が尽くされていない」、「市民への影響が大きい見直しについては拙速にならないよう、過去にも指摘をしてきた」など丁寧な説明や議論が深まるよう努めるべきとの意見がありました。

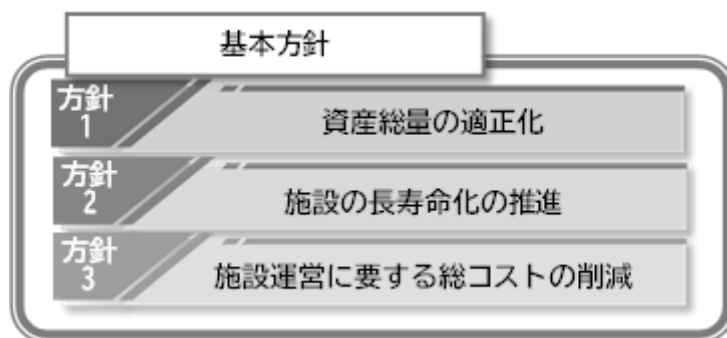
このようなことから、「公共施設の用途廃止及びその他事業の廃止等に伴う標準的な事務手続き」を策定することとしました。

公共施設の用途廃止及びその他事業の廃止等に伴う標準的な事務手続き

I 公共施設の用途廃止について

1 熊本市公共施設等総合管理計画

本市では、市の資産状況を適切に把握し、既存施設の長寿命化を図るとともに、総コストの抑制に向けた取組の指針として、「熊本市公共施設等総合管理計画」を策定し、以下の3つの基本方針に基づき、様々な取組を推進している。



このうち、「資産総量の適正化」については、公共建築物の総延床面積を40年間で20%削減することを目標として設定している。

この削減目標を実現するため、既存施設の用途廃止や、更新・大規模改修等を契機とした複合化や機能集約、規模適正化などに取り組むこととしており、その際には、実際に施設を利用する市民等のニーズ把握と情報共有に努めることが重要である。

2 標準的な事務手続き

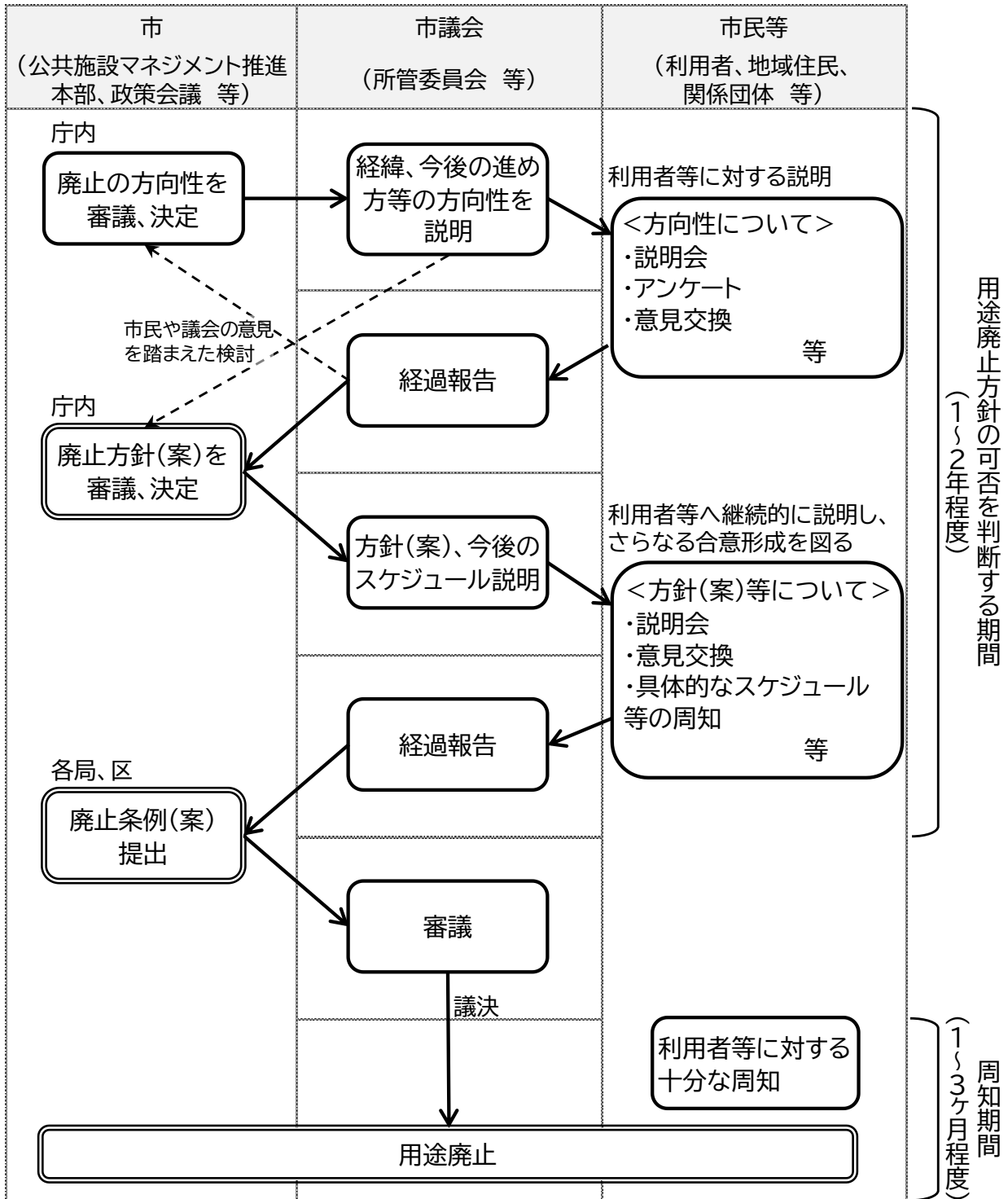
公共施設の用途廃止を行う場合には、その可否について多角的な検討並びに市民等及び議会に対して丁寧な説明が重要であることから、「公共施設の用途廃止に伴う標準的な事務手続き」を全庁的に示し、施設の規模、性質、地域性等を十分に考慮したうえで進めていくこととする。

II その他事業等の廃止・縮小等について

公共施設以外に係る市の事業等について廃止・縮小等をする場合においても、その可否について多角的な検討並びに市民等及び議会に対して丁寧な説明が重要であることから、「公共施設の用途廃止に伴う標準的な事務手続き」に準じて取り扱うものとする。

なお、自然災害やその他の理由により、緊急に廃止・縮小等を行う事業等が生じた場合は、その理由やスケジュールを付して丁寧に説明しながら進める。

公共施設の用途廃止に伴う標準的な事務手続き



【留意事項】

- ・ 当フローは標準的な流れを示すものであるため、個別施設の廃止までの事務手続きのスケジュールについては、施設の規模、性質、地域性等を十分考慮したうえで、各局、区において判断する。
- ・ 特に被災による損傷等のため、安全性の面から緊急を要する場合等は、個別に判断する。
- ・ 当フローは公共施設以外に係る市の事業等について廃止・縮小等をする場合において準用する。
- ・ 市の事業等に準用する場合において、自然災害やその他の理由により、緊急に廃止・縮小等を行う事業等が生じた場合は、その理由やスケジュールを付して丁寧に説明しながら進める。